

高第443号
令和7年8月7日

高齢者関係施設・事業所管理者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

福祉人材確保対策支援事業費補助金（介護職場における実務者研修
代替職員確保支援事業）について（通知）

福祉人材確保対策支援事業費補助金（介護職場における実務者研修代替職員
確保支援事業）について、同補助金交付要綱第6条の別に通知する日を、下記
のとおり定めたので通知します。

記

1. 別に通知する日 令和7年9月8日（月）

島根県健康福祉部高齢者福祉課
介護人材係 安部
住所：島根県松江市殿町1番地
電話：0852-22-6696
FAX：0852-22-5238
MAIL: kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp

事務連絡
令和7年8月7日

高齢者関係施設・事業所管理者 様

島根県健康福祉部
高齢者福祉課介護人材係長

令和7年度福祉人材確保対策支援事業（介護職場における実務者研修
代替職員確保支援事業）について

このことについて、令和7年8月7付け高第443号で交付申請書の提出期限を定めたので、本事業による補助金の交付を希望される場合は、令和7年9月8日（月）までに交付申請書を提出してください。

なお、交付申請にあたっては、福祉人材確保対策支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び下記留意事項を確認の上申請をしてください。

記

【留意事項】

1. 交付申請書の作成にあたっては、交付要綱第2条及び第3条の内容及び実施要領を十分にご確認いただくようお願いいたします。
2. 交付要綱、実施要領及び各種様式については、島根県高齢者福祉課ホームページに掲載します。

[URL]

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/

[掲載箇所]

県ホームページ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険【事業者向け】

> 助成制度内 《各種助成制度》介護職場における実務者研修代替職員確保支援事業

3. 令和7年度事業より、実施要領を改正し、代替職員の要件について見直しをおこなっております。詳細については、実施要領第5条第3項をご確認いただくようお願いいたします。

見直し前) 既雇用職員も可

見直し後) 対象職員の代替を目的に新規雇用（派遣）した職員で、雇用（派遣）後1ヶ月以上勤務する者

島根県健康福祉部高齢者福祉課介護人材係
住所：島根県松江市殿町1番地
電話：0852-22-6696
FAX：0852-22-5238
MAIL：kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp